

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優  
良

静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

丸両自動車運送 株式会社

代表取締役 青木 良介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 令和 5年 5月29日

許可の有効年月日 令和12年 5月27日

### 1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

**廃油**（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）、

**廃酸**（水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類含むものに限る。）、**廃アルカリ**（水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むものに限る。）、**汚泥**（含水率85%以下のもので水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むものに限る。）、**鉛さい**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、**燃え殻**（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むものに限る。）、**ばいじん**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むものに限る。）、**廃PCB等、PCB汚染物、廃水銀等、廃石綿等**

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

### 3 許可の条件

#### 4 許可の更新又は変更の状況

- ・更新許可年月日 平成13年 5月28日
- ・変更届出年月日 平成17年 4月14日  
(平成15年4月1日 合併による住所変更並びに平成17年4月1日 住所の表示の変更  
及び住所の変更 旧 静岡県清水市中河内4134番地)
- ・更新許可年月日 平成18年 5月28日
- ・変更許可年月日 平成21年 4月 7日  
(廃酸(六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジクロロメタンを含むもの。)、廃アルカリ(シアノ化合物を含むもの。)、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むもの。)、汚泥(含水率85%以下のもので水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、ジクロロメタンを含むもの。)の追加)
- ・更新許可年月日 平成23年 5月28日
- ・変更許可年月日 平成23年11月18日  
(廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むものに限る。)、廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むものに限る。)、汚泥(砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むものに限る。)、鉛さい(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むものに限る。)、ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むものに限る。)、廃PCB等、PCB汚染物の追加)
- ・更新許可年月日 平成28年 5月30日
- ・優良基準適合認定 平成28年 5月30日  
(許可の有効年月日が平成33年 5月27日から平成35年 5月27日に延長)
- ・変更許可年月日 令和4年 9月 9日  
(廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、ばいじん(以上、1,4-ジオキサンを含むものに限る。)、廃水銀等、廃石綿等の追加)
- ・更新許可年月日 令和5年 5月29日
- ・優良基準適合認定 令和5年 5月29日  
(許可の有効年月日が令和10年 5月27日から令和12年 5月27日に延長)
- ・変更届出年月日 令和5年 6月27日 (代表者の変更 旧 青木 千加士)

#### 5 積替え許可の有無

無

#### 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和5年 5月29日 更新許可)